

警務隊の運用等に関する達

昭和35年1月6日
陸上自衛隊達第35-2号

改正 昭和36年10月4日達第70-5-1号 昭和36年12月8日達第70-5-2号
昭和38年3月5日達第70-5-3号 昭和40年2月23日達第122-54号
昭和45年6月17日達第122-72号 昭和48年3月27日達第35-2-1号
昭和52年12月24日達第35-2-2号 昭和57年4月30日達第122-119号
平成13年3月29日達第35-2-3号 平成19年1月9日達第122-215号
平成20年3月25日達第35-2-4号 平成21年2月3日達第122-230号
平成23年4月18日達第35-2-5号 平成27年7月24日達第35-2-6号
平成30年3月8日達第35-2-7号

警務隊の組織及び運用に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第61号）第37条の規定にもとづき、及びこれを実施するため、警務隊の運用等に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 杉山 茂

警務隊の運用等に関する達

- 第1章 警務隊本部、中央警務隊、方面警務隊本部及び地区警務隊本部の内部組織（第1条—第2条の2）
 - 第2章 警務派遣隊及び警務連絡班（第3条—第9条）
 - 第3章 司法警察職務の担当区域（第10条—第12条）
 - 第4章 保安職務の実施（第13条—第20条）
 - 第5章 司法警察職務の監査（第21条—第29条）
 - 第6章 雑則（第30条・第31条）
- 附則

第1章 警務隊本部、中央警務隊、方面警務隊本部及び地区警務隊本部の内部組織（警務隊本部各科の班）

第1条 警務隊本部の各科に警務隊長の定めるところにより、所要の班を置く。

2 班に班長を置く。

3 班長は、科長の命を受け、班の事務を掌理する。

（中央警務隊の班）

第1条の2 中央警務隊に、警務隊長の定めるところにより、所要の班を置く。

2 班に班長を置く。

3 班長は、中央警務隊長の命を受け、班の事務を掌理する。

（方面警務隊本部各科の班）

第2条 方面警務隊本部の各科に警務隊長の定めるところにより、所要の班を置く。

2 班に班長を置く。

3 班長は、科長の命を受け、班の事務を掌理する。

(地区警務隊本部の班)

第2条の2 地区警務隊本部に警務隊長の定めるところにより、所要の班を置く。

2 班に班長を置く。

3 班長は、地区警務隊長の命を受け、班の事務を掌理する。

第2章 警務派遣隊及び警務連絡班

第3条 削除

(警務派遣隊の組織)

第4条 警務派遣隊は、幹部を長とし必要な人員装備をもって組織する。

2 方面警務隊長は、警務派遣隊の人員装備を地区警務隊から差し出させるものとする。

(警務派遣隊長)

第5条 警務派遣隊の長は、警務派遣隊長とし、地区警務隊長の指揮監督を受けて司法警察職務を行い、併せて保安職務を行うものとする。

(配置のための手続)

第6条 方面警務隊長は、警務派遣隊を配置する必要があるとき又は警務派遣隊の配置を変更しようとするときは、その配置又は廃止すべき駐屯地、開設又は閉鎖の日時、人員、装備等について関係の方面総監と合議の上、警務隊長に申請するものとする。

2 警務隊長は、前項の申請があった場合は、意見を付し陸上幕僚長を経て防衛大臣の承認を受けるものとする。

(配置のための指示及び援助)

第7条 陸上幕僚長は、警務派遣隊の配置について、防衛大臣の承認があった場合は、関係の方面総監及び警務隊長に必要な事項を指示するものとする。

2 方面総監は、警務派遣隊の配置について、陸上幕僚長から指示があった場合は、関係の駐屯地司令又は駐屯地業務隊長に対し、必要な事項を指示するとともに、方面警務隊長の行う配置に関し、所要の援助を与えるものとする。

(警務連絡班の配置)

第8条 方面警務隊長は、方面警務隊の担当区域内において警務派遣隊が設置されていない駐屯地があるときは、その所在地を担当区域とする地区警務隊の駐屯地警務隊から警務連絡班を配置することができる。

2 方面警務隊長は、警務連絡班の配置に当たっては、配置すべき駐屯地について関係の方面総監と合議の上、配置を行うものとする。

3 方面警務隊長は、前項により警務連絡班を配置した場合、当該駐屯地及び人員装備等について速やかに、順序を経て陸上幕僚長に報告するものとする。(警定第11号)

(警務連絡班の事務)

第9条 警務連絡班の長は、警務連絡班長とし、地区警務隊長の指揮監督を受け、地区警務隊と配置された警務連絡班の所在する駐屯地の部隊等との間における連絡に当たるものとする。

2 方面警務隊長は、警務派遣隊の担当区域内にある警務連絡班については、前項の規定にかかわらず当該警務派遣隊長にその担当区域内にある警務連絡班の長を指揮監督させるものとする。

第3章 司法警察職務の担当区域

(担当区域の変更)

第10条 方面警務隊長は、地方行政区画の変更等により地区警務隊の担当区域を変更すべき理由が生じたときは、資料及び意見を付して順序を経て警務隊長に上申するものとする。

2 前項の上申を受けた警務隊長は、変更の資料に意見を付して陸上幕僚長（気付先警務管理官）に上申するものとする。

(中央警務隊に犯罪の捜査を特に命じたときの報告)

第10条の2 警務隊長は、警務隊の組織及び運用に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第61号。以下「訓令」という。）第25条により、中央警務隊に方面警務隊の担当区域において犯罪の捜査を特に命じたときは、速やかに次に掲げる事項を陸上幕僚長に報告するものとする。

- (1) 事件名
- (2) 被疑事実の概要（発生日時、場所、関係者、被害の程度等）
- (3) 特に命じた理由
- (4) その他参考事項

(警務派遣隊の担当区域)

第11条 方面警務隊長は、警務派遣隊が司法警察職務を行うに当たって地域的責任を明確にするため地区警務隊の担当区域を区分して警務派遣隊の担当区域を定めるものとする。

(警務派遣隊の担当区域の設定要領)

第12条 方面警務隊長は、警務派遣隊の担当区域の設定に当たっては警務派遣隊の行動能力に応じなるべく地方行政区画に一致するように定めるものとする。

2 方面警務隊長は、警務派遣隊の担当区域を定め又は変更するに当たっては、関係の方面総監と合議して行うものとする。

第4章 保安職務の実施

(保安職務の実施)

第13条 警務隊（保安警務中隊及び直接支援保安警務隊を除く。）が保安職務を実施するに当たっては、司法警察職務に支障を生じないようにしなければならない。

(方面総監が保安職務に関し方面警務隊長を指揮する場合)

第14条 訓令第26条の規定に基づき、方面総監が保安職務の実施について方面警務隊長を指揮する場合は、特に方面警務隊による保安職務を行わせる必要があると

きとする。

第15条 削除

第16条 削除

(方面総監が方面警務隊長を指揮する場合の配慮)

第17条 方面総監は、第14条の規定により方面警務隊長を指揮しようとするときは、当該警務隊の隊務に支障を生じさせないように配慮するものとする。

(警備区域を異にする方面隊に関する保安職務)

第17条の2 方面総監は、方面隊隷下部隊等が他の方面隊の警備区域において訓練演習等を実施する場合、保安職務の実施に関し、他の方面警務隊の協力を必要とするときは、当該方面警務隊長を通じ警務隊長にその実施を要請することができる。

2 前項の要請を受けた警務隊長は、関係する方面警務隊長に当該部隊等に対する保安職務を実施させるものとする。

(防衛大臣直轄の部隊等において行う保安職務)

第18条 防衛大臣直轄の部隊等の長は、保安職務に関し警務隊の協力を必要とするときは、その所在地にある各隊長（警務隊長を除く。）に対してその実施を要請することができる。ただし、陸上総隊司令官は、警務隊長に対して要請することができる。

2 前項の要請を受けた各隊長は、その隊務に支障のない限度において当該部隊等の要請に応じ、保安職務を実施するものとする。

3 各隊長（警務隊長を除く。）は、前項の保安職務を実施したときは、その結果を関係の部隊等の長に通報するものとする。

(保安職務の運用規定)

第19条 方面総監は、隷下又は配属部隊等における方面警務隊の保安職務の実施については、前条の規定に準じあらかじめ部隊等からする要請手続その他実施に関し方面警務隊との関係について必要な規定を定めるものとする。

(防犯資料の提供)

第20条 各隊長は、防犯等規律維持について必要な資料を収集して、適宜部隊等の長に提供するものとする。

第5章 司法警察職務の監査

(監査官等)

第21条 陸上幕僚長は、警務隊の司法警察職務の監査（以下「監査」という。）を監査官に命じて実施するものとする。

2 前項の監査官は、陸上幕僚監部警務管理官をもって充てるものとする。

3 監査官は、所要の幹部自衛官たる警務官を補助官として監査の事務を行わせることができる。

(監査の種類)

第22条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 定期監査は、対象部隊について原則として3年に1回行うものとする。

3 臨時監査は、警務隊において次の各号に掲げる事案が発生し陸上幕僚長が必要と

認めた場合に行うほか、防衛大臣が特に指示した事案についてその都度行うものとする。

- (1) 人権侵害の疑いのある事案。
- (2) 捜査手続に重大な誤りがあると認められる事案。

(陸上幕僚長の行う監査)

第23条 陸上幕僚長は、警務隊に対して定期監査を行うほか、前条第3項の規定に該当する事案について自ら実施する必要を認めた場合に臨時監査を行うものとする。

第24条 削除

第25条 削除

第26条 削除

第27条 削除

(監査の所見)

第28条 監査官は、監査を実施したときは、その終了に当たって被監査部隊の長に対して必要な所見を述べるものとする。

(監査結果の報告)

第29条 監査官は、監査の終了後、陸上幕僚長に監査結果を報告しなければならない。

- 2 陸上幕僚長は、監査の結果について処置すべき事項があるときは、その処置を行った後防衛大臣に報告するものとする。ただし、特に防衛大臣から指示された監査については、あらかじめ報告を行い、その指示を受けた後処置するものとする。

第6章 雑則

(連絡幹部等の派遣)

第30条 警務隊長は陸上幕僚監部警務管理官と、方面警務隊長は方面総監部人事部人事課と緊密な連絡を行うため、それぞれ相互の必要に応じ連絡幹部等を派遣するものとする。

(委任規定)

第31条 この達に特別の定めがあるもののほか、必要な事項は警務隊長が定める。

附 則

- 1 この達は、昭和35年1月14日から施行する。
- 2 警務隊の運用等に関する達（昭和29年陸上自衛隊達第70—1号）は、この達施行の日から廃止する。

附 則（昭和36年10月4日陸上自衛隊達第70—5—1号）

- 1 この達は、昭和36年10月10日から施行する。

附 則（昭和36年12月8日陸上自衛隊達第70—5—2号）

- 1 この達は、昭和37年1月18日から施行する。
- 2 この達の施行の日から自衛隊法の一部を改正する法律（昭和36年法律第126号）附則第1項の指定日までの間は、同法附則第2項前段の規定によりなお存続す

る管区隊又は混成団については、この達による改正前の警務隊の運用等に関する達の規定は、なおその効力を有する。

附 則（昭和38年3月5日陸上自衛隊達第70—5—3号）

この達は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年2月23日陸上自衛隊達第122—54号）

この達は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年6月17日陸上自衛隊達第122—72号）

1 この達は、昭和45年7月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧様式 of 用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和48年3月27日陸上自衛隊達第35—2—1号抄）

1 この達は、昭和48年3月27日から施行する。

附 則（昭和52年12月24日陸上自衛隊達第35—2—2号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号）

1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。

2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。

3 この達施行の際現に保有する旧様式 of 用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（平成13年3月29日陸上自衛隊達第35—2—3号）

この達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122—215号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年3月25日陸上自衛隊達第35—2—4号）

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122—230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成23年4月18日陸上自衛隊達第35—2—5号）

この達は、平成23年4月22日から施行する。

附 則（平成27年7月24日陸上自衛隊達第35—2—6号）

この達は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成30年3月8日陸上自衛隊達第35—2—7号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。